

○財務省告示第七十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成二十八年二月二十二日に発行した割引短期国債
 の発行条件等を次のとおり告示する。
 平成二十八年三月十日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	国庫短期証券（第五百八十九回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。日本銀行による借換えのための引受け
四	発行方法	額面金額で一兆千八百十二億千
五	発行額	万円
六	最低額面金額	千万円
七	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
八	発行日	平成二十八年二月二十二日
九	発行価格	額面金額百円につき百円十六銭
十	償還期限	平成二十九年二月二十日

十 十 十
三 二 一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当 た
成 本 面 還 たる だ
二 銀 金 金 を と し
十 行 額 支 払 は 償
八 百 円 に う 。 そ の 還
年 円 に つ き 百 円 期
二 月 二 十 二 日 営 業 日 休 業 日 休 業 日 休 業 日
に 営 業 日 休 業 日 休 業 日 休 業 日